



広域連携により特例市並みの権限移譲をめざします！

平成 21 年（2009 年）12 月 14 日

箕面市・池田市・豊能町・能勢町の 2 市 2 町が連携して、平成 22 年度（2010 年度）から府からの権限委譲を受ける受け皿づくりとして「共同処理センター」を設置し、特例市並みの権限移譲をめざすことで、12 月 12 日（土）開催の 4 市町首長会談で合意しました。

このことにより、府下でも先進的な取り組みを進めるとともに、約 1 億 2 千万円のコストメリットを生み出します。

大阪府では、現在「大阪発“地方分権改革”ビジョン」の実現に向け、市町村への特例市並みの権限委譲をめざしています。

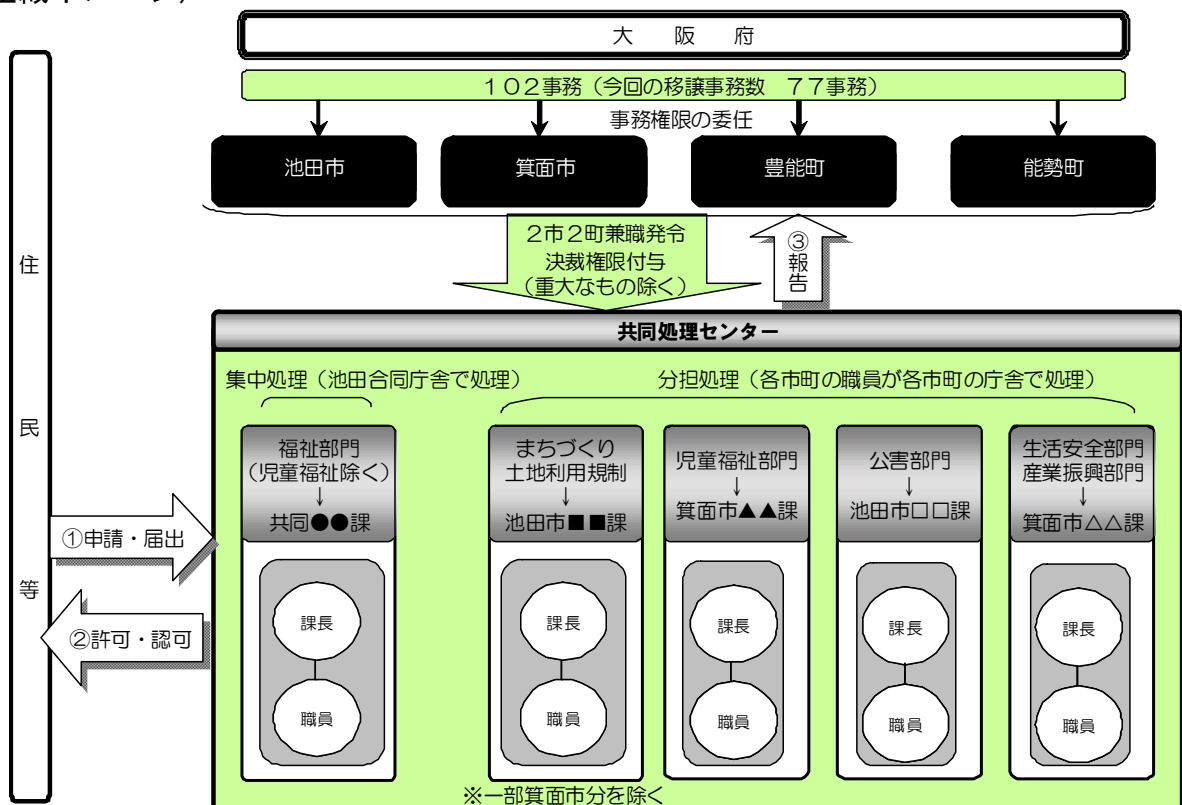
箕面市・池田市・豊能町・能勢町の 2 市 2 町は、地方分権の実現に向け、7 月から企画担当で「広域連携研究会」を発足させ、広域連携のあり方や具体的手法について検討してきました。

平成 22 年度（2010 年度）から 2 市 2 町で「共同処理センター」を設置し事務作業の一元化を図り、特例市並みの権限委譲をめざすことで、12 日（土）に開催した首長会談で合意しました。

1. 共同処理センターについて

事務作業を集約させるために、2 市 2 町で共同処理センターを設置します。共同処理センターには、2 市 2 町が共同で課を設置して移譲事務を行う「集中処理」と、各市町の既存部署で移譲事務を行う「分担処理」があります。

（組織イメージ）



2. 共同処理センターの設置スケジュール

平成23年1月に共同処理センターのプレオープンをめざし、平成23年度中に本格オープンをめざします。

3. 権限移譲の受け入れ方針について

大阪府からの77の移譲事務に対して、本市単独で移譲を受ける事務が21、共同処理センターの集中処理で受ける事務が8、分担処理で受ける事務が42、移譲を受けない事務が6との方針を示しました。

| 事務分野 | 受け入れ方針 箕面市単独で移譲を受ける事務 | 共同処理センターで移譲を受ける事務 | | 移譲を受けない事務 |
|--------------|--------------------------|-------------------|------|-----------|
| | | 集中処理 | 分担処理 | |
| まちづくり・土地利用規制 | 11 | | 26 | 1 |
| 福祉 | | 8 | 4 | 1 |
| 医療・保健・衛生 | | | | 2 |
| 公害規制 | 5 | | 7 | 1 |
| 教育 | 1 | | | |
| 生活・安全・産業振興 | 4 | | 5 | 1 |
| 合計 | 21 | 8 | 42 | 6 |

4. 移譲計画期間 平成22年度(2010年度)から3年間

5. コストメリット

2市2町がそれぞれ単独で移譲を受けるよりも、約1億2千万円のコストメリットがあります。

【参考】大阪発“地方分権改革”ビジョン

市町村に対する権限委譲、府補助金の交付金かなどの分権と、関西広域連合の早期実現や関西各府県及び国からの事業集約などにより関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のための取り組む方向を示すため、府が平成21年度(2009年度)に作成しました。

問い合わせ先
政策推進課
TEL 072-724-6718 (直通)

池田市・箕面市・豊能町・能勢町 における広域連携の推進について

- 1 . 大阪府における市町村への権限移譲の動き
- 2 . 権限移譲の進め方と移譲候補事務
- 3 . 市町村への財政支援
- 4 . 市町村への人的支援
- 5 . 2市2町における広域連携推進の経緯
- 6 . 広域連携研究会における事務仕分けの方針
- 7 . 共同処理センターの組織イメージ
- 8 . 権限移譲項目の受け入れ方針
- 9 . 共同処理センターの設置スケジュール
- 10 . 共同処理センター方式のコストメリット
- 11 . 共同処理センター方式の課題
- 12 . 広域連携の今後の方向性

平成21年(2009年)12月
2市2町広域連携研究会

1 . 大阪府における市町村への権限移譲の動き

- 市町村が、地域の実情に応じて自らの責任と判断で、住民に身近なサービスを提供できるように、市町村への権限移譲を進める。
- 移譲の推進に向けて、人的支援・財政措置など新たな仕組みを構築する。

第1フェーズ（平成22年～）

府内全市町村に特例市並の権限を移譲する。

（宅地造成工事の許可、騒音や振動の規制基準の設定など）

国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告の権限を移譲する。

（保育所の設置、未熟児の訪問指導など）

河川・道路などの都市基盤施設にかかる権限を移譲する。

これまで進めてきた大阪版地方分権推進制度によりパッケージ移譲をさらに進める。

➡ これらの取組により、新たに約1,300条項の権限移譲をめざす。

第2フェーズ（平成26年～）

大阪府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村に移譲する。

➡ 大阪府の全ての権限（約8,000条項）のうち、他府県での移譲実績を踏まえ半分（約4,000条項）を超える権限の移譲をめざす。

2 . 権限移譲の進め方と移譲候補事務

権限移譲実施計画の策定

1 2 月初旬に市町村ごとに「権限移譲実施計画」を策定し、移譲時期や事務処理手法を明確化

計画期間

平成 2 2 年度から平成 2 4 年度までの 3 年間

移譲候補事務

| 事 務 分 野 | 事務数 | 条項数 (重複含む) | 特例市の権限 | 第 1 次勧告 | パッケージ | その他 |
|--------------|-------|---------------|--------|---------|-------|-----|
| まちづくり・土地利用規制 | 5 1 | 7 9 6 | 3 0 | 3 2 | 1 7 | 2 |
| 福祉 | 1 8 | 3 2 4 | | 1 8 | 1 0 | |
| 医療・保健・衛生 | 7 | 1 0 6 | | 7 | | |
| 公害規制 | 1 3 | 3 0 2 | 6 | 8 | 3 | |
| 教育 | 2 | 2 4 | | 2 | | |
| 生活・安全・産業振興 | 1 1 | 3 7 3 | 1 | 8 | 4 | 1 |
| 合 計 | 1 0 2 | 1 , 9 2 5 | 3 7 | 7 5 | 3 4 | 3 |

3 . 市町村への財政支援

権限移譲計画策定に係る支援（平成21年）

平成21年度に実効性のある「権限移譲計画」を策定し、平成22年度以降、府から大幅な権限移譲を受ける市町村（政令市除く）を対象
移譲権限の数、事務の難易度、専門職の要否などを勘案して配分
総額2億円計上

➡ 市町村振興補助金（分権推進分）で支援

移譲事務交付金（移譲年度～）

移譲事務にかかる各市町村の年間処理件数に応じた金額を交付
上記に加え、固定経費分として1事務あたり6時間分の人件費を交付
（大阪版地方分権推進制度に基づき移譲された事務に限る）

新たな支援制度（平成22年度～24年度）

市町村の組織体制強化や人材の育成、広域的な事務処理体制の構築などに支援（政令市除く）
1団体あたり3カ年で上限1億円を支援

交付の考え方

受入事務数、難易度、受入時期、事務処理体制の強化や広域的な連携などの取り組み
先進的な取り組みに特に配慮するなど、重点化の推進

- 【対象事業例】
- ・電算システム構築改修、外部委託化等の業務改革
 - ・府への職員派遣研修
 - ・事務処理ネットワーク化、共同事務センター整備 など

4 . 市町村への人的支援

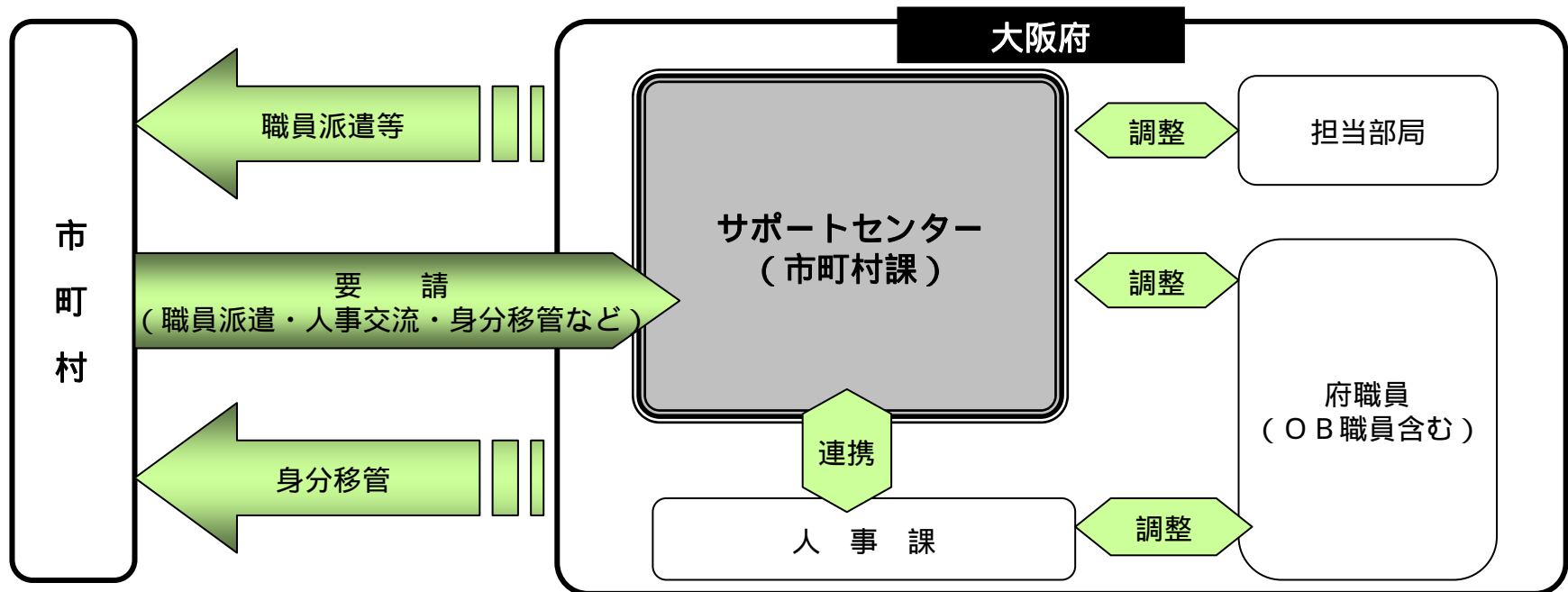
現行制度の改善

- 職員派遣期間等の弾力化
- 市町村職員と府職員の人事交流
- 市町村サポートチーム（仮称）による支援
- 再任用職員を活用した支援
- 府職員の市町村への身分移管

市町村人材サポートセンター（仮称）の設置

市町村への人的支援を総合的にコーディネート
市町村への身分移管における人材マッチング

【サポートセンターイメージ図】



5 . 2市2町における広域連携推進の経緯

- 国及び府が地方分権改革を進めるなかで、基礎的自治体である市町の役割が大きくなっている。
- 一方、各市町では厳しい財政状況を抱え行財政改革を断行している。

➡ 府からの権限移譲の受け皿となり、真の地方分権の担い手となるためには2市2町による広域連携を進め、効率的な行財政運営を図る必要がある。

2市2町による広域連携の推進を確認（平成21年7月3日首長会談）

2市2町による 広域連携研究会 の発足（平成21年7月30日第1回開催）

これまで16回開催

検討事項

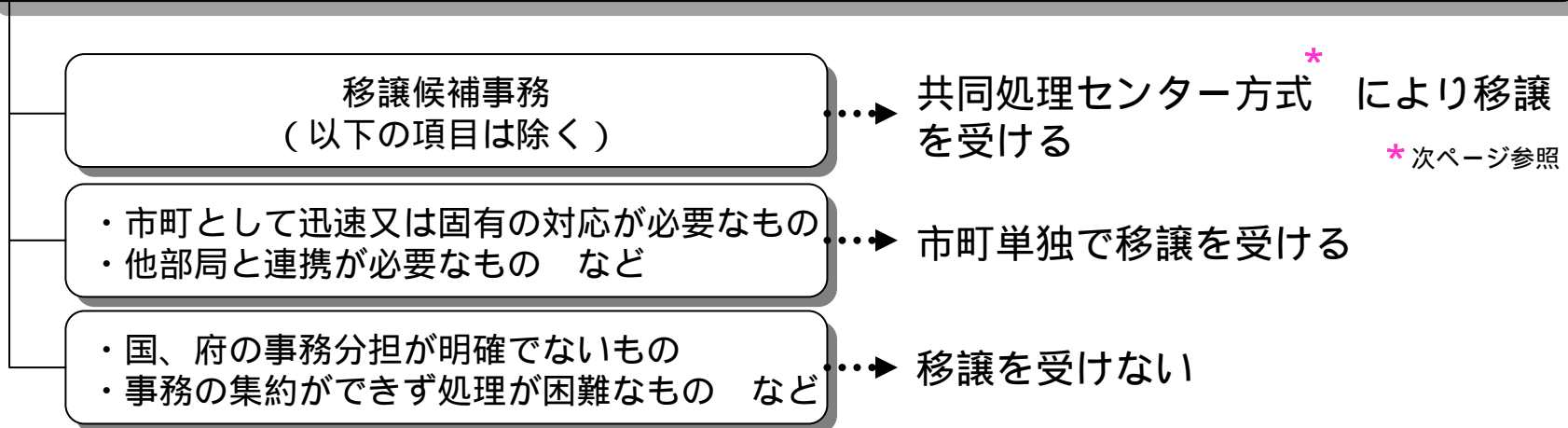
- ・大阪版地方分権改革「権限移譲実施計画（案）」として提案された事務における広域連携のあり方について
- ・上記以外の既市町事務にかかる広域連携のあり方について
- ・広域連携を行う場合のスケジュール及び具体的手法について

当面の目標

- ・平成21年12月初旬に検討事項をとりまとめ、再度、首長会談を実施し一定の方向性を確認

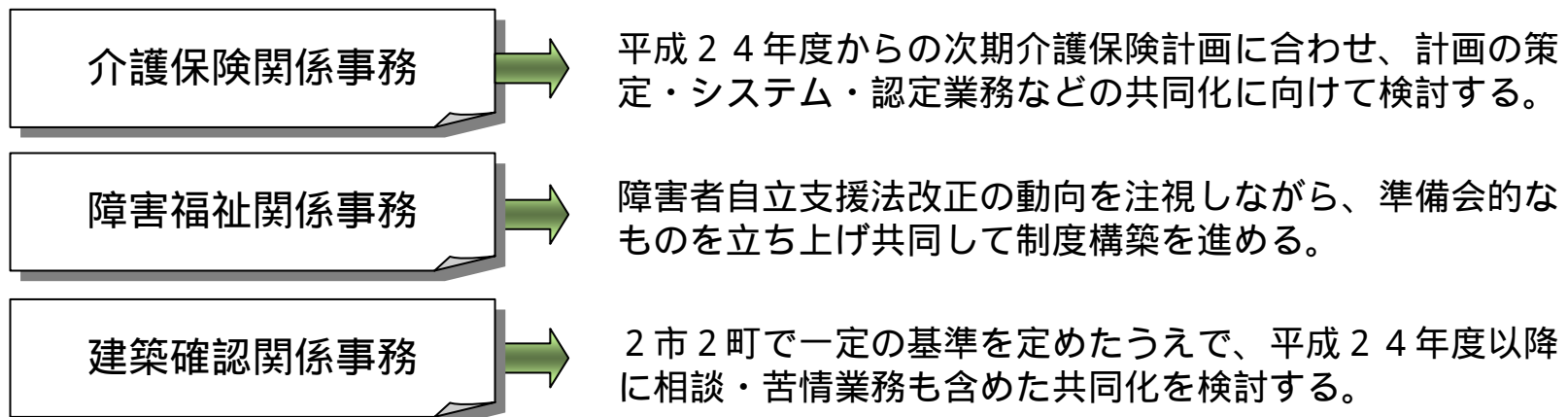
6 . 広域連携研究会における事務仕分けの方針

1 . 大阪版地方分権改革として提案された事務

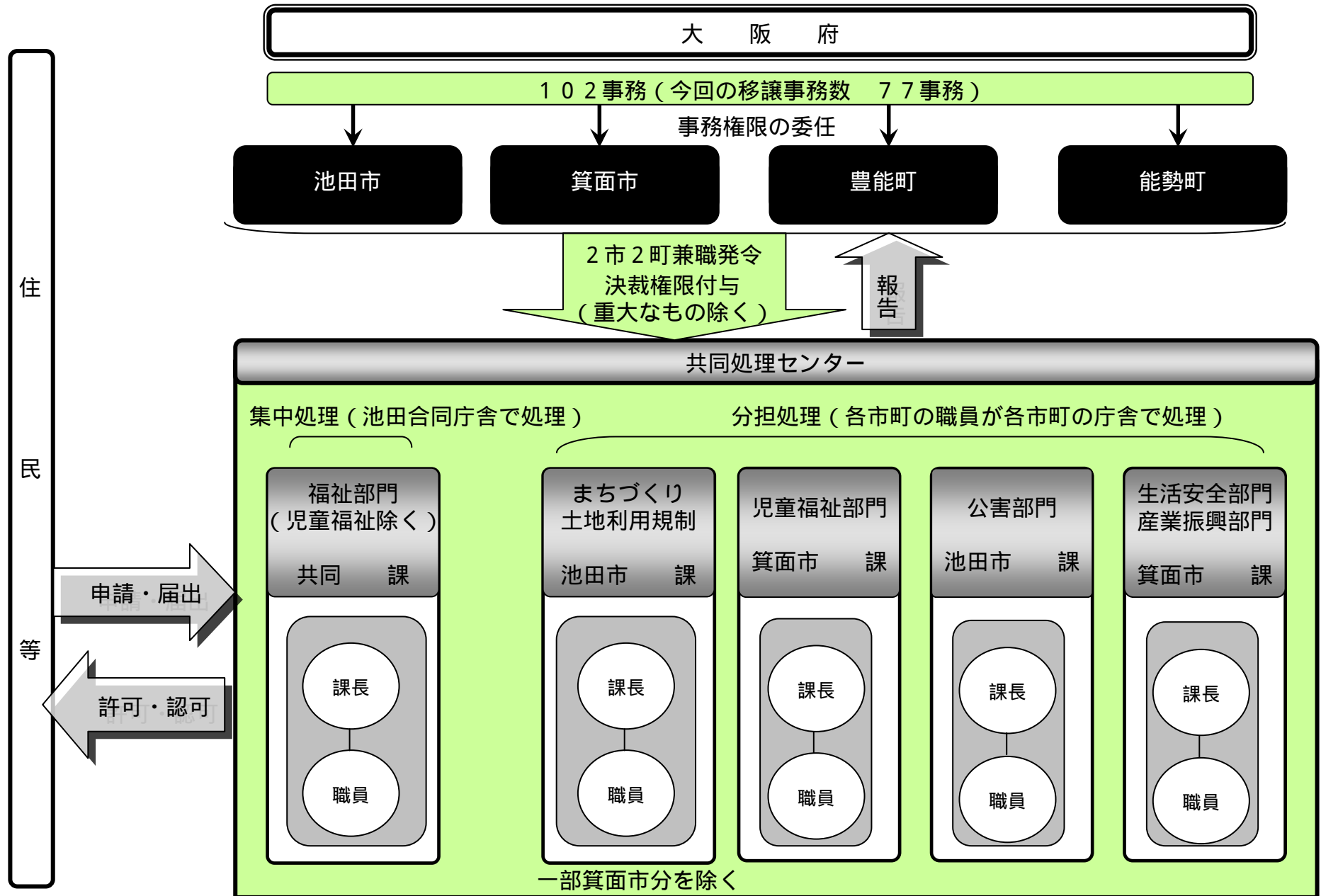


2 . 上記以外の既市町事務

上記事務に関連する既市町事務のなかで、連携が可能なものについて検討を行った。



7. 共同処理センターの組織イメージ（本格オープン時）



8 . 権限移譲項目の受け入れ方針

() は能勢町の方針

| 事務分野(項目数) | 受け入れ方針 | 市町単独で移譲を受ける事務 | 分担処理で移譲を受ける事務 | | 集中処理で移譲を受ける事務 | 移譲を受けない事務 |
|-------------------|--------|---------------|---------------|-------|---------------|------------|
| | | | 池田市分担 | 箕面市分担 | | |
| まちづくり・土地利用規制 (38) | | 9 | 注 2 8 | | | *1 1 |
| 福祉 (13) | | | | 4 | 8 | *2 1 |
| 医療・保健・衛生 (2) | | | | | | *3 2 |
| 公害規制 (13) | | 5 | 7 | | | *4 1 |
| 教育 (1) | | 1 | | | | |
| 生活・安全・産業振興 (10) | | 4 (1) | | 5 | | *5 1 (4) |
| 合 計 (77) | | 1 9 (1 6) | 3 5 | 9 | 8 | 6 (9) |

* 2市2町として移譲を受けない理由

- *1 墓地等の経営許可等の許可業務：感情や利害が大きく絡むことから調整に難航することが想定されるため
- *2 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への相談等業務の委託：実態として機能しておらず制度の見直しが先決
- *3 専用水道の布設工事の設計の確認等 / 簡易専用水道の給水停止命令等：移譲後も府保健所に検査を委託しなければ処理できず、事務処理がかえって煩雑になり住民サービスの低下を招くおそれがあるため
- *4 浄化槽の設置に関する届出受理等：受診率が低いなど、実態の把握が先決

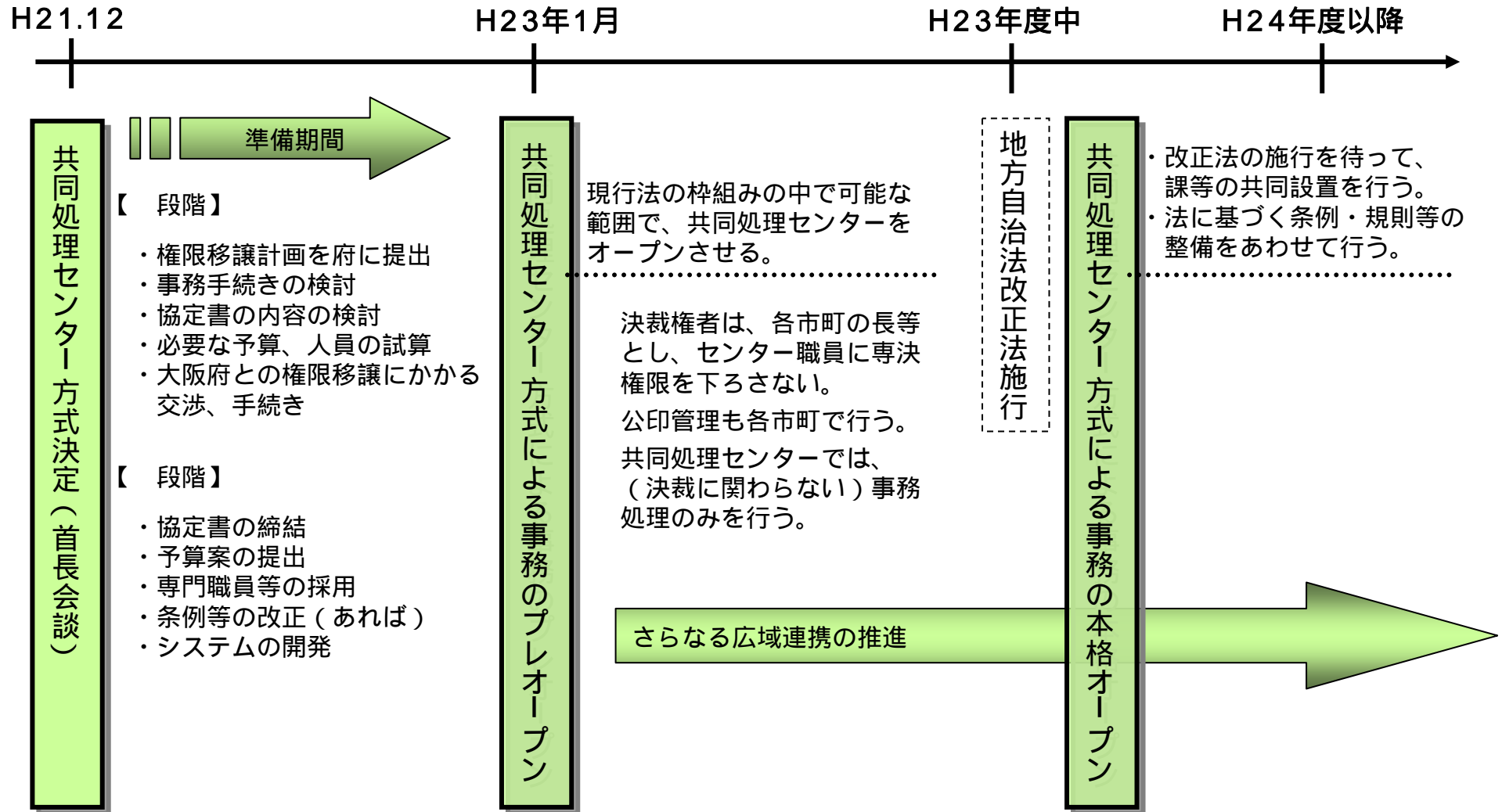
- *5 J A S法に基づく不適正表示の申出受理・立ち入り検査等及び指示に関する事務 / 複数市町にまたがるケースが多く、国・府の事務分担が明確にされていないため

* 能勢町として移譲を受けない理由

- *5 高圧ガス保安法に基づく許認可等 / 液化石油ガスの保安等の法律に基づく許認可等 / 火薬類製造販売営業の許可等：非常備消防では対応できず、また周辺市町での共同処理も困難なため

注 開発行為の許可等 / 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等については、箕面市は単独で移譲を受ける

9 . 共同処理センターの設置スケジュール



10 . 共同処理センター方式のコストメリット

必要人数比較（試算）

（単位：人）

| 事務分野 受け入れ方法 | 市町が単独で移譲を受ける場合 | | | | | 共同処理方式で移譲を受ける場合 (市・町単独移譲分も含む) | | | |
|----------------|----------------|-----|-----|-----|----|----------------------------------|-----|----|----|
| | 池田市 | 箕面市 | 豊能町 | 能勢町 | 計 | 池田市 | 箕面市 | 集中 | 計 |
| まちづくり・土地利用規制 | 1 | 2 | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 | | 3 |
| 福祉 | 4 | 4 | 3 | 3 | 14 | | 1 | 4 | 5 |
| 医療・保健・衛生 | | | | | | | | | |
| 公害規制 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | | | 1 |
| 教育 | | | | | | | | | |
| 生活・安全・産業振興 | | 1 | | | 1 | | 1 | | 1 |
| 合計 | 6 | 8 | 5 | 5 | 24 | 2 | 4 | 4 | 10 |

| | | |
|-------|---------|---------|
| 年間人件費 | 2億640万円 | 8,600万円 |
|-------|---------|---------|

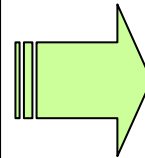
* 人件費は、年間860万円 / 人（共済費込）として試算

1億2,040万円の財源効果

1 1 . 共同処理センター方式の課題

1 . 府からの移譲事務交付金で人件費が賄えない

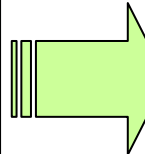
- ・ 共同処理センターを設置した場合10名の人員増分として約8,600万円が必要
 - ・ 権限移譲による府からの交付金及び手数料は約6,326万円
- | | | | | |
|-----|-------|------------|-----|----------|
| 池田市 | ： 交付金 | ： 約2,368万円 | 手数料 | ： 約157万円 |
| 箕面市 | ： 交付金 | ： 約2,294万円 | 手数料 | ： 約602万円 |
| 豊能町 | ： 交付金 | ： 約 417万円 | 手数料 | ： 約 14万円 |
| 能勢町 | ： 交付金 | ： 約 466万円 | 手数料 | ： 約 8万円 |
| | | 合計 | | 約6,326万円 |



- ・ このままでは約2,274万円の持ち出し
〔移譲を受けるにあたって新たに人員配置が必要なため、府から恒久的な人的・財政的支援が必要〕

2 . システム整備に多額の費用が必要

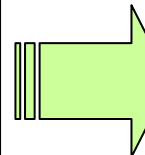
- ・ 財務会計システムや文書管理システムなど、各市町統一システムの整備が必要



- ・ 各市町へ3カ年、最高1億円の支援で整備ができるのか

3 . 事務手続きの整理

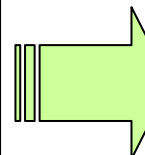
- ・ 併任発令、人事管理、決裁権限、公印管理など、様々な運営面での課題整理が必要



- ・ 今後、引き続き研究会で議論

4 . サテライト的な窓口の設置

- ・ 102事務以外に、既市町事務を共同化した場合、住民サービスの低下を招かないように各市町にサテライト的な窓口の設置が必要



- ・ 最低限の人員配置が必要
- ・ 一定の効果があるものの大きな人員削減は期待できない

1 2 . 広域連携の今後の方向性

既市町事務の連携

介護保険、障害福祉、建築確認を含めた市町事務について、更なる連携を推進

大阪版地方分権推進制度以外の府事務の移譲

住民に身近な行政サービスを進めるために、更なる府からの事務を移譲

2市2町を超えた連携

より広域的な処理が可能な事務について、豊中市や北摂7市3町、さらには府域全体での広域化を推進

府への事務の移譲

広域自治体として取り組むべき事務については、府への事務の移譲を検討（国民健康保険制度など）

基礎自治体の基盤強化

更なるスケールメリットによる行政のスリム化

地方分権時代に相応しい基礎自治体へ

池田市・箕面市・豊能町・能勢町 における広域連携の推進について

- 1 . 大阪府における市町村への権限移譲の動き
- 2 . 権限移譲の進め方と移譲候補事務
- 3 . 市町村への財政支援
- 4 . 市町村への人的支援
- 5 . 2市2町における広域連携推進の経緯
- 6 . 広域連携研究会における事務仕分けの方針
- 7 . 共同処理センターの組織イメージ
- 8 . 権限移譲項目の受け入れ方針
- 9 . 共同処理センターの設置スケジュール
- 10 . 共同処理センター方式のコストメリット
- 11 . 共同処理センター方式の課題
- 12 . 広域連携の今後の方向性

平成21年(2009年)12月
2市2町広域連携研究会

1 . 大阪府における市町村への権限移譲の動き

- 市町村が、地域の実情に応じて自らの責任と判断で、住民に身近なサービスを提供できるように、市町村への権限移譲を進める。
- 移譲の推進に向けて、人的支援・財政措置など新たな仕組みを構築する。

第1フェーズ（平成22年～）

府内全市町村に特例市並の権限を移譲する。

（宅地造成工事の許可、騒音や振動の規制基準の設定など）

国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告の権限を移譲する。

（保育所の設置、未熟児の訪問指導など）

河川・道路などの都市基盤施設にかかる権限を移譲する。

これまで進めてきた大阪版地方分権推進制度によりパッケージ移譲をさらに進める。

➡ これらの取組により、新たに約1,300条項の権限移譲をめざす。

第2フェーズ（平成26年～）

大阪府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村に移譲する。

➡ 大阪府の全ての権限（約8,000条項）のうち、他府県での移譲実績を踏まえ半分（約4,000条項）を超える権限の移譲をめざす。

2 . 権限移譲の進め方と移譲候補事務

権限移譲実施計画の策定

1 2 月初旬に市町村ごとに「権限移譲実施計画」を策定し、移譲時期や事務処理手法を明確化

計画期間

平成 2 2 年度から平成 2 4 年度までの 3 年間

移譲候補事務

| 事 務 分 野 | 事務数 | 条項数 (重複含む) | 特例市の権限 | 第 1 次勧告 | パッケージ | その他 |
|--------------|-------|---------------|--------|---------|-------|-----|
| まちづくり・土地利用規制 | 5 1 | 7 9 6 | 3 0 | 3 2 | 1 7 | 2 |
| 福祉 | 1 8 | 3 2 4 | | 1 8 | 1 0 | |
| 医療・保健・衛生 | 7 | 1 0 6 | | 7 | | |
| 公害規制 | 1 3 | 3 0 2 | 6 | 8 | 3 | |
| 教育 | 2 | 2 4 | | 2 | | |
| 生活・安全・産業振興 | 1 1 | 3 7 3 | 1 | 8 | 4 | 1 |
| 合 計 | 1 0 2 | 1 , 9 2 5 | 3 7 | 7 5 | 3 4 | 3 |

3 . 市町村への財政支援

権限移譲計画策定に係る支援（平成21年）

平成21年度に実効性のある「権限移譲計画」を策定し、平成22年度以降、府から大幅な権限移譲を受ける市町村（政令市除く）を対象
移譲権限の数、事務の難易度、専門職の要否などを勘案して配分
総額2億円計上

➡ 市町村振興補助金（分権推進分）で支援

移譲事務交付金（移譲年度～）

移譲事務にかかる各市町村の年間処理件数に応じた金額を交付
上記に加え、固定経費分として1事務あたり6時間分の人件費を交付
（大阪版地方分権推進制度に基づき移譲された事務に限る）

新たな支援制度（平成22年度～24年度）

市町村の組織体制強化や人材の育成、広域的な事務処理体制の構築などに支援（政令市除く）
1団体あたり3カ年で上限1億円を支援

交付の考え方

受入事務数、難易度、受入時期、事務処理体制の強化や広域的な連携などの取り組み
先進的な取り組みに特に配慮するなど、重点化の推進

- 【対象事業例】
- ・電算システム構築改修、外部委託化等の業務改革
 - ・府への職員派遣研修
 - ・事務処理ネットワーク化、共同事務センター整備 など

4 . 市町村への人的支援

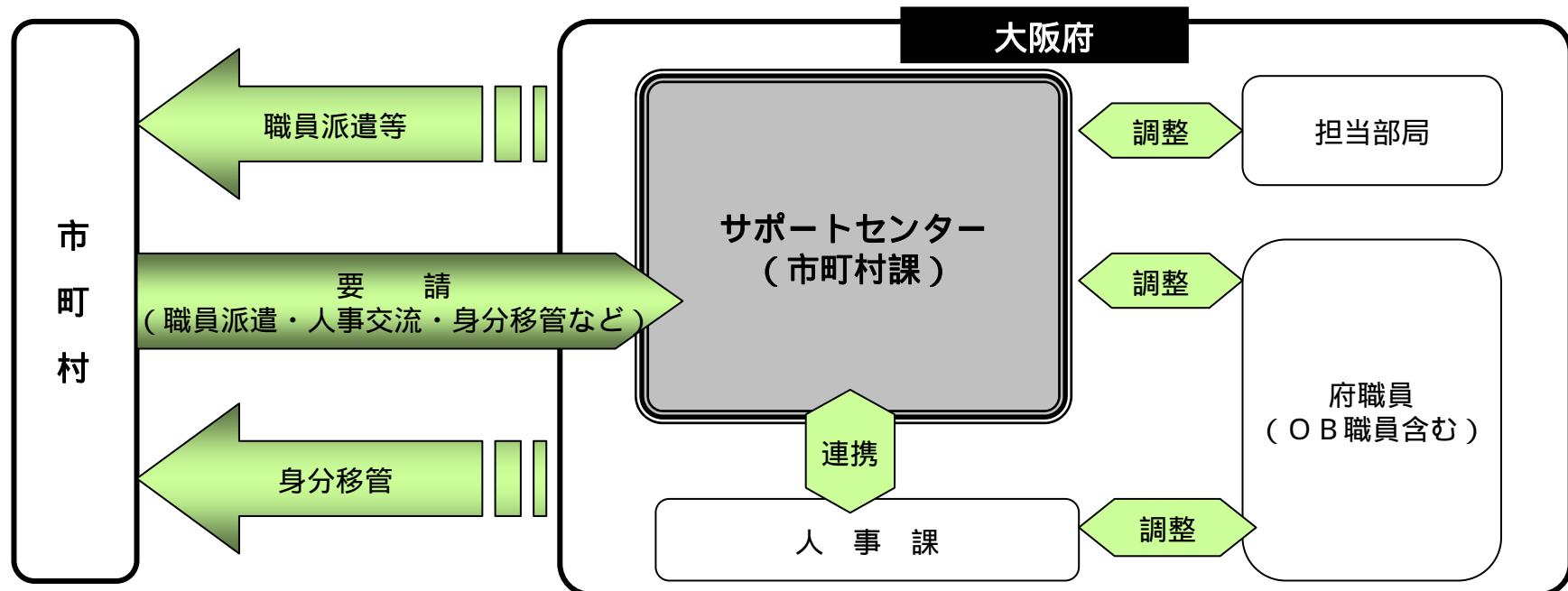
現行制度の改善

- 職員派遣期間等の弾力化
- 市町村職員と府職員的人事交流
- 市町村サポートチーム（仮称）による支援
- 再任用職員を活用した支援
- 府職員の市町村への身分移管

市町村人材サポートセンター（仮称）の設置

市町村への人的支援を総合的にコーディネート
市町村への身分移管における人材マッチング

【サポートセンターイメージ図】



5 . 2市2町における広域連携推進の経緯

- 国及び府が地方分権改革を進めるなかで、基礎的自治体である市町の役割が大きくなっている。
- 一方、各市町では厳しい財政状況を抱え行財政改革を断行している。

➡ 府からの権限移譲の受け皿となり、真の地方分権の担い手となるためには2市2町による広域連携を進め、効率的な行財政運営を図る必要がある。

2市2町による広域連携の推進を確認（平成21年7月3日首長会談）

2市2町による 広域連携研究会 の発足（平成21年7月30日第1回開催）

これまで16回開催

検討事項

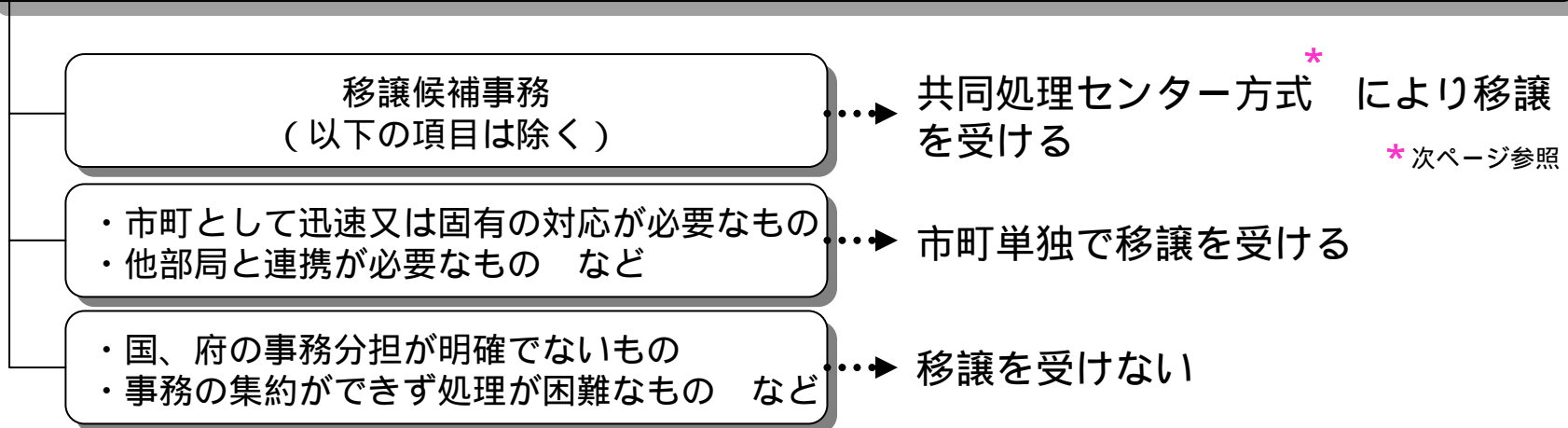
- ・大阪版地方分権改革「権限移譲実施計画（案）」として提案された事務における広域連携のあり方について
- ・上記以外の既市町事務にかかる広域連携のあり方について
- ・広域連携を行う場合のスケジュール及び具体的手法について

当面の目標

- ・平成21年12月初旬に検討事項をとりまとめ、再度、首長会談を実施し一定の方向性を確認

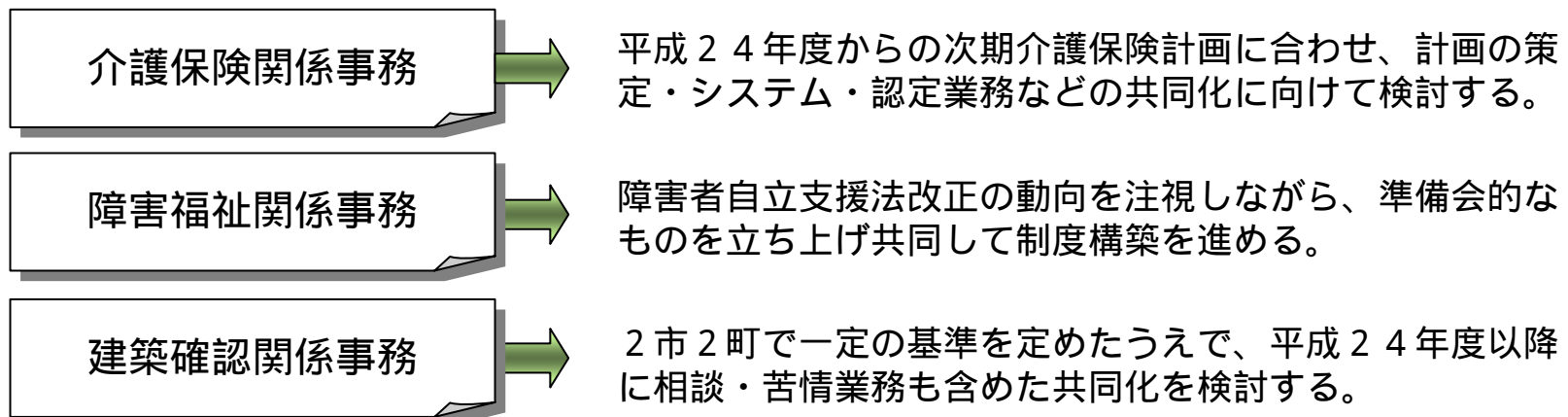
6 . 広域連携研究会における事務仕分けの方針

1 . 大阪版地方分権改革として提案された事務

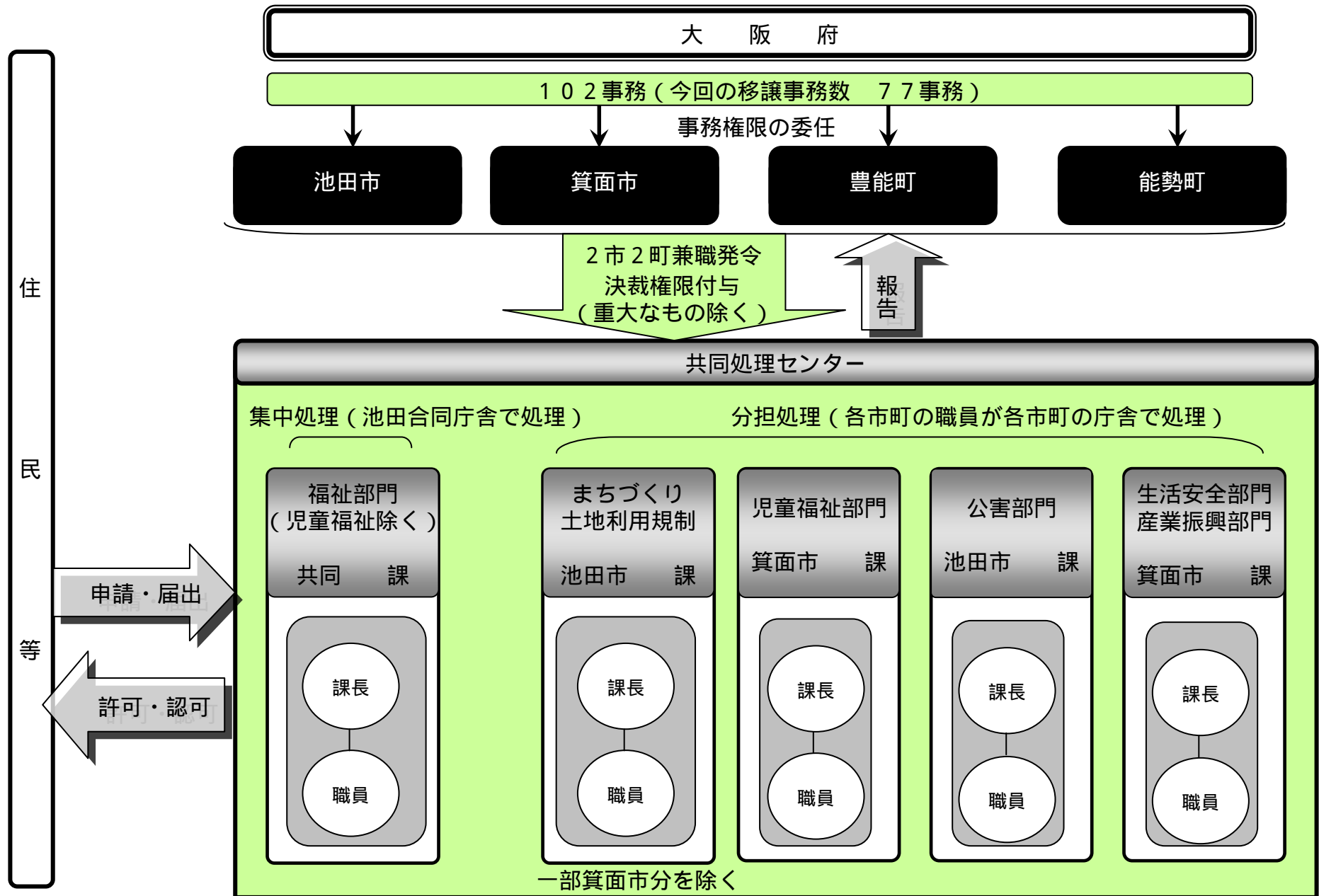


2 . 上記以外の既市町事務

上記事務に関連する既市町事務のなかで、連携が可能なものについて検討を行った。



7. 共同処理センターの組織イメージ（本格オープン時）



8 . 権限移譲項目の受け入れ方針

() は能勢町の方針

| 事務分野(項目数) | 受け入れ方針 | 市町単独で移譲を受ける事務 | 分担処理で移譲を受ける事務 | | 集中処理で移譲を受ける事務 | 移譲を受けない事務 |
|-------------------|--------|---------------|---------------|-------|---------------|------------|
| | | | 池田市分担 | 箕面市分担 | | |
| まちづくり・土地利用規制 (38) | | 9 | 注 2 8 | | | *1 1 |
| 福祉 (13) | | | | 4 | 8 | *2 1 |
| 医療・保健・衛生 (2) | | | | | | *3 2 |
| 公害規制 (13) | | 5 | 7 | | | *4 1 |
| 教育 (1) | | 1 | | | | |
| 生活・安全・産業振興 (10) | | 4 (1) | | 5 | | *5 1 (4) |
| 合 計 (77) | | 1 9 (1 6) | 3 5 | 9 | 8 | 6 (9) |

*** 2市2町として移譲を受けない理由**

- *1 墓地等の経営許可等の許可業務：感情や利害が大きく絡むことから調整に難航することが想定されるため
- *2 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への相談等業務の委託：実態として機能しておらず制度の見直しが先決
- *3 専用水道の布設工事の設計の確認等 / 簡易専用水道の給水停止命令等：移譲後も府保健所に検査を委託しなければ処理できず、事務処理がかえって煩雑になり住民サービスの低下を招くおそれがあるため
- *4 浄化槽の設置に関する届出受理等：受診率が低いなど、実態の把握が先決

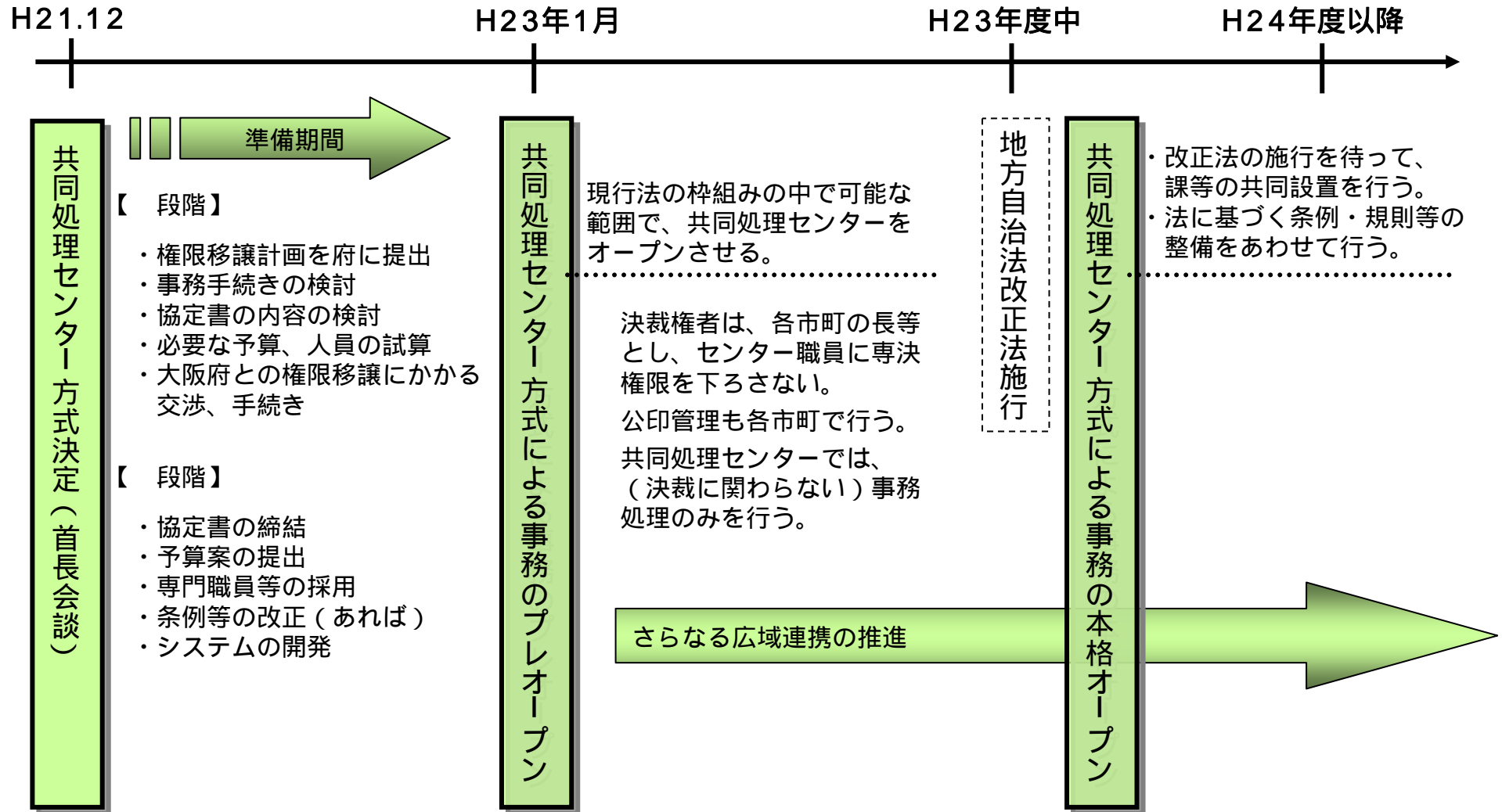
- *5 J A S法に基づく不適正表示の申出受理・立ち入り検査等及び指示に関する事務 / 複数市町にまたがるケースが多く、国・府の事務分担が明確にされていないため

*** 能勢町として移譲を受けない理由**

- *5 高圧ガス保安法に基づく許認可等 / 液化石油ガスの保安等の法律に基づく許認可等 / 火薬類製造販売営業の許可等：非常備消防では対応できず、また周辺市町での共同処理も困難なため

注 開発行為の許可等 / 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等については、箕面市は単独で移譲を受ける

9 . 共同処理センターの設置スケジュール



10 . 共同処理センター方式のコストメリット

必要人数比較（試算）

（単位：人）

| 事務分野 受け入れ方法 | 市町が単独で移譲を受ける場合 | | | | | 共同処理方式で移譲を受ける場合 (市・町単独移譲分も含む) | | | |
|----------------|----------------|-----|-----|-----|----|----------------------------------|-----|----|----|
| | 池田市 | 箕面市 | 豊能町 | 能勢町 | 計 | 池田市 | 箕面市 | 集中 | 計 |
| まちづくり・土地利用規制 | 1 | 2 | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 | | 3 |
| 福祉 | 4 | 4 | 3 | 3 | 14 | | 1 | 4 | 5 |
| 医療・保健・衛生 | | | | | | | | | |
| 公害規制 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | | | 1 |
| 教育 | | | | | | | | | |
| 生活・安全・産業振興 | | 1 | | | 1 | | 1 | | 1 |
| 合計 | 6 | 8 | 5 | 5 | 24 | 2 | 4 | 4 | 10 |

| | | |
|-------|---------|---------|
| 年間人件費 | 2億640万円 | 8,600万円 |
|-------|---------|---------|

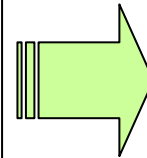
* 人件費は、年間860万円 / 人（共済費込）
として試算

1億2,040万円の財源効果

1 1 . 共同処理センター方式の課題

1 . 府からの移譲事務交付金で人件費が賄えない

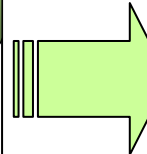
- ・ 共同処理センターを設置した場合10名の人員増分として約8,600万円が必要
 - ・ 権限移譲による府からの交付金及び手数料は約6,326万円
- | | | | | |
|-----|-------|------------|-----|----------|
| 池田市 | ： 交付金 | ： 約2,368万円 | 手数料 | ： 約157万円 |
| 箕面市 | ： 交付金 | ： 約2,294万円 | 手数料 | ： 約602万円 |
| 豊能町 | ： 交付金 | ： 約 417万円 | 手数料 | ： 約 14万円 |
| 能勢町 | ： 交付金 | ： 約 466万円 | 手数料 | ： 約 8万円 |
| | | 合計 | | 約6,326万円 |



- ・ このままでは約2,274万円の持ち出し
〔移譲を受けるにあたって新たに人員配置が必要なため、府から恒久的な人的・財政的支援が必要〕

2 . システム整備に多額の費用が必要

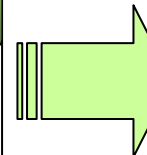
- ・ 財務会計システムや文書管理システムなど、各市町統一システムの整備が必要



- ・ 各市町へ3カ年、最高1億円の支援で整備ができるのか

3 . 事務手続きの整理

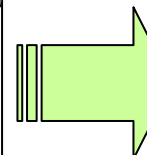
- ・ 併任発令、人事管理、決裁権限、公印管理など、様々な運営面での課題整理が必要



- ・ 今後、引き続き研究会で議論

4 . サテライト的な窓口の設置

- ・ 102事務以外に、既市町事務を共同化した場合、住民サービスの低下を招かないように各市町にサテライト的な窓口の設置が必要



- ・ 最低限の人員配置が必要
- ・ 一定の効果があるものの大きな人員削減は期待できない

1 2 . 広域連携の今後の方向性

既市町事務の連携

介護保険、障害福祉、建築確認を含めた市町事務について、更なる連携を推進

大阪版地方分権推進制度以外の府事務の移譲

住民に身近な行政サービスを進めるために、更なる府からの事務を移譲

2市2町を超えた連携

より広域的な処理が可能な事務について、豊中市や北摂7市3町、さらには府域全体での広域化を推進

府への事務の移譲

広域自治体として取り組むべき事務については、府への事務の移譲を検討（国民健康保険制度など）

基礎自治体の基盤強化

更なるスケールメリットによる行政のスリム化

地方分権時代に相応しい基礎自治体へ